

日本工学会CPDガイドライン

公益社団法人 日本工学会 CPD協議会

2010. 8. 20 策定

2023. 6. 12 改定

日本工学会 CPDガイドライン

目 次

まえがき	1
1 章 定義	3
(1) CPD 活動	3
(2) CPD の範囲	3
(3) CPD プログラム	3
(4) CPD 協議会	3
(5) 分野別 CPD 協議会	3
(6) 会員学協会	3
(7) CPD 実績	3
(8) CPD 登録技術者	3
(9) ホーム学協会	3
(10) CPD プログラム提供学協会	4
(11) CPD 記録	4
(12) CPD 登録実績	4
(13) CPD ポイント (時間)	4
2 章 会員学協会が提供する CPD プログラムに関するガイドライン	5
2-1 CPD 記録の取扱い	5
(1) CPD 記録の保存	5
(2) 受講証明書の発行	5
(3) 受講証明書による代替	5
2-2 CPD プログラムの質の保証	5
2-3 CPD プログラムの品質保証ガイドライン	6
3 章 CPD 活動に関するガイドライン	7
3-1 CPD 登録実績の取扱い	7
(1) CPD 登録実績の保存	7
(2) CPD 登録実績の証明	7
3-2 CPD 活動の促進	8
(1) 技術者に対する支援	8
(2) 技術者資格と CPD 活動	8
3-3 学協会が CPD 活動を推進する意義	10
3-4 CPD 実績登録証明書の例	11
(1) 土木学会の例	11
(2) 日本技術士会の例	12

CPD協議会 CPDプログラム委員会の構成

日本工学会CPDガイドライン改定の経緯

日本工学会 CPD 協議会 会員学協会一覧 (令和 5 年 3 月現在)

日本工学会 CPD ガイドライン

CPD とは、Continuing Professional Development の略で、日本語では「継続研鑽」と呼ばれる。技術者が自らの技術力や研究能力向上のために自分の能力を継続的に磨く活動を指し、継続教育、継続学習、継続研鑽などを意味する。なお、国際エンジニアリング連合（IEA）による用語定義では、

The systematic, accountable maintenance, improvement and broadening of knowledge and skills, and the development of personal qualities necessary for the execution of professional and technical duties throughout an engineering practitioner's career.

「エンジニアリングの実践者としてのキャリアを通じて、専門的・技術的職務を遂行するために必要な、知識とスキルの体系的かつ責任ある維持・向上・拡充、及び個人の資質向上に取り組むこと。」

とされている。

まえがき

我が国にとって産業技術力の強化や技術立国は重要な課題であり、社会の基盤を支える役割を果たしている技術者・研究者（以下「技術者」という）には、国際的競争にも耐えうるように高い資質や能力（以下「能力」という）を常に持ち続けるよう努力し、自己のアイデンティティを確立することが求められる。そうすることが公衆の安全を預かる専門家としての社会への責任でもある。

技術者に求められる能力については、国際的にも標準化が進められている。国際エンジニアリング連合（IEA）は、世界工学団体連盟（WFEO）との合同作業部会を通じて、専門職としての知識・能力（PC：Professional Competency）を以下の通り定義（改訂）している。

1. 普遍的な知識の理解と応用

優れた実践を支える、広く適用されている原則に関する高度な知識を理解し、応用すること

2. 地域に固有の知識（local knowledge）の理解と応用

実践に取り組む国・地域に固有の優れた実践を支え、広く適用されている原則に関する高度な知識を理解し、応用すること

3. 問題分析

複合的な問題を、必要に応じてデータ・情報技術を活用して定義し、調査し、分析すること

4. 解決策のデザインと立案

複合的な問題に対して、多角的な視点に考慮し、ステークホルダーの意見を取り入れながら、解決策をデザインあるいは立案すること

5. 評価

複合的な活動について、成果とインパクトを評価すること

6. 社会の保全

複合的な活動について、予測可能な経済的、社会的、環境的影響を認識し、持続可能な成果*の達成を目指すこと

7. 法律、規制、及び文化

あらゆる活動のプロセスにおいて、法律、規制、文化的要件を満たし、公共の衛生と安全を守ること

8. 倫理

倫理にかなった方法で活動を遂行すること

9. エンジニアリング活動のマネジメント

一つ、ないし複数の複合的な活動について、その一部または全てのマネジメントを担うこと

10. コミュニケーションと協働

あらゆる活動のプロセスで、複数メディアを用いて、幅広いステークホルダーと明確かつ包摂的*にコミュニケーションを行い、協働すること

11. 継続研鑽（CPD）と生涯学習

CPD 活動を行い、コンピテンシーを維持・向上させ、新しい技術と絶えず変化し続ける仕事の性質に適応する能力を高めること

12. 判断

複合的であることを認識し、競合する要求や知識の不完全さに照らして代替案を評価すること。全ての複合的な活動のプロセスにおいて、健全な判断を行うこと

13. 決定への責任

複合的な活動の一部、ないし全てについて、決定を下す責任を負うこと

*訳注：UN-SDGs の実現にあたっては「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことが謳われている。このような観点から多様性（diversity）と包摂性（inclusion）の必要性が示されている。

理工系学協会の集合体である日本工学会は、技術者の継続的な能力開発に強い関心を持ち、「日本工学会 CPD 協議会」を発足させ、技術者の自己能力開発を支援するための活動を進めている。

その中で、日本工学会は、CPD の目的および基本方針などの理念を明確にするとともに、技術者の能力向上にマッチした、充実した内容のプログラムを提供し、技術者の能力向上を効果的に進めるための方策を検討してきた。

2010年8月、学協会間で CPD に係る情報交換をより一層スムーズに行うため、CPD 関連事項をある程度標準化することが、能力向上を目指す技術者の能力開発における利便性向上に役立つと考え、「日本工学会CPD ガイドライン」を作成した。初版の作成から10年

以上が経過し、技術者に求められる能力も多様化・高度化しているため、CPD を取り巻く国内外の動向も反映した改定を、今般実施した。CPD 協議会加盟学協会のみならず、CPD 協議会以外の団体等においても、CPD システムの構築や改善を図る際には、このCPD ガイドラインを参考にしていきたい。

1章 定義

本ガイドラインで使用する用語の定義は以下のとおりである。

(1) CPD 活動

継続教育、継続学習、継続研鑽など CPD に関連した活動を総称するという。

(2) CPD の範囲

CPD の範囲には、磨いた能力を社会貢献に資する活動も含める。

一般に、次のように分類する。

- ① 能力を磨く活動：講演会・講習会・シンポジウム・研修会・見学会などへの参加、論文発表、口頭発表、執筆活動、資格取得、自己学習など
- ② 実務を通じた活動：プロジェクトリーダー業務、特許取得など
- ③ 社会貢献活動：学協会委員会、講演会講師、技術指導など

(3) CPD プログラム

CPD の範囲のうち、技術者が能力を磨く活動として利用する、講習会、シンポジウム、講演会、研修会など参加型研修プログラム（オンラインによる参加を含む）をいう。CPD プログラムは、教育分野によって区分される。CPD プログラムの教育分野は、基礎共通、専門技術、周辺技術、総管理、及び技術者倫理、STEAM教育、デジタルスキル/リテラシーを含む一般共通などとする。

(4) CPD 協議会

日本工学会 CPD 協議会をいう。

(5) 分野別 CPD 協議会

複数の学協会等の参加を得て、ある技術分野についてのCPD 推進を支援していくことを目的に結成した組織をいう。（例：建設系 CPD 協議会、電気電子・情報系 CPD 協議会、CPD 連絡会（機械系）など）

(6) 会員学協会

日本工学会 CPD 協議会の会員学協会と、分野別 CPD 協議会に参加している学協会をいう。ただし、日本工学会も含む。

(7) CPD 実績

技術者が実施したすべての CPD 活動をいう。CPD 実績は、教育分野と教育形態によって区分される。教育形態はホーム学協会が定める。

(8) CPD 登録技術者

会員学協会に CPD 実績を集積するために登録する以下の者をいう。

- ① 会員学協会の個人の会員
- ② CPD 実績を登録するために会員学協会に登録した会員外の技術者

(9) ホーム学協会

CPD 登録技術者が CPD 実績を登録する学協会をいう。なお、CPD 登録技術者の必

要に応じホーム学協会を複数設定できるものとする。

(10) CPD プログラム提供学協会

CPD プログラムを提供する会員学協会をいう。

(11) CPD 記録

CPD プログラム提供学協会が実施し、保存する CPD プログラムの記録をいう。

(12) CPD 登録実績

CPD 登録技術者がホーム学協会などに登録した CPD 実績をいう。

(13) CPD ポイント（時間）

CPD 登録実績を示す単位であり、原則として、講座などを1時間受講した場合に1 CPD ポイントあるいは1 CPD 時間とする。ただし、これによらず、各学協会が独自に算定した時間に重み係数を掛けて CPD ポイント（時間）を算定してもよい。時間で表せないものは、別途各学協会が定めたルールに従う。

2章 会員学協会が提供する CPD プログラムに関するガイドライン

2-1 CPD 記録の取扱い

各学協会において CPD 記録を取り扱う際には、以下の項目に配慮することが望ましい。

(1) CPD 記録の保存

CPD プログラム提供学協会は、CPD プログラムの受講者・参加者の CPD 記録を最低限 5 年間保存する。

【CPD 記録の項目例】

1. 参加者データ
 - 1-1 氏名
 - 1-2 ホーム学協会名
 - 1-3 同会員登録番号
2. CPD プログラムデータ
 - 2-1 プログラム番号
 - 2-2 プログラム名
 - 2-3 プログラム提供学協会
 - 2-4 教育分野（基礎共通分野、専門技術分野、周辺技術分野、総管理分野）
 - 2-5 プログラム概要
 - 2-6 所要時間
 - 2-7 プログラム提供学協会における CPD 単位
3. 実施プログラムデータ
 - 3-1 実施番号
 - 3-2 開催日
 - 3-3 会場
 - 3-4 講師名
4. その他（プログラム提供学協会の自由記述欄）

(2) 受講証明書の発行

CPD プログラム提供学協会は、受講者の求めに応じて、CPD 受講証明書を発行する。

(3) 受講証明書による代替

CPD プログラム提供学協会は、CPD 受講証明書を発行することで、CPD 記録に代えることができる。

（注）会員学協会以外が提供するセミナーなどのプログラムについては、このガイドラインにおける CPD 記録の対象としないので、受講者は当該プログラムの受講証明書を受領しておくことが望ましい。

2-2 CPD プログラムの質の保証

CPD プログラム提供学協会は、CPD プログラムの質の保証に努めるとともに、PDCA サイクルに基づき CPD プログラムを受講者のアンケートなどから常に見直すなど、CPD プログラムの質の向上に努める。

2-3 CPD プログラムの品質保証ガイドライン

会員学協会が提供する CPD プログラムが一定の品質を保証できるよう、会員学協会は、以下のような事項について配慮することが望ましい。なお、会員学協会は、この品質保証ガイドラインを満たす CPD プログラムを認定することができる。

1. 学習目標

- ・ CPD プログラムの具体的な学習目標が明示されていること

2. CPD プログラムのレベル

- ・ CPD プログラムのレベル（上級、中級、初級等）を表示していること

3. 受講対象者

- ・ 受講対象者について、必要な基礎知識・経験などの必要条件を明示していること
- ・ CPD プログラムの学習目標を達成するために適切な人数であること

4. アウトカムズ

- ・ CPD プログラムを受講した後、どのような能力向上が期待できるかを明示すること

5. 教育手段・方法・時間

- ・ CPD プログラムの学習目標を達成するために教育手段・方法・時間が適切なものであること（講義、演習、実習など、機材を使用する場合にはその機材の概要等）

6. 講師

- ・ CPD プログラムの学習目標を達成させるために必要な能力・経験を持ち、適切な指導ができること

7. 目標達成度の評価方法

- ・ 受講者の CPD プログラム学習目標の達成度を評価するテスト、演習、実習などの方法が明示されていることが望ましい

8. 場所・機材等

- ・ CPD プログラムの学習目標を達成するためにふさわしい場所であり、使用する機材等がふさわしいものであること

9. 修了書

- ・ CPD プログラムの学習目標を達成したと認定された者に修了書を授与することが望ましい

10. 受講者からの意見・要望の聴取

- ・ CPD プログラム終了後、受講者からの意見・要望を的確に聴取し、講座等の改善に反映すること

11. 受講料

- ・ CPD プログラムの学習目標に見合った適切な受講料であること

3 章 CPD 活動に関するガイドライン

3-1 CPD 登録実績の取扱い

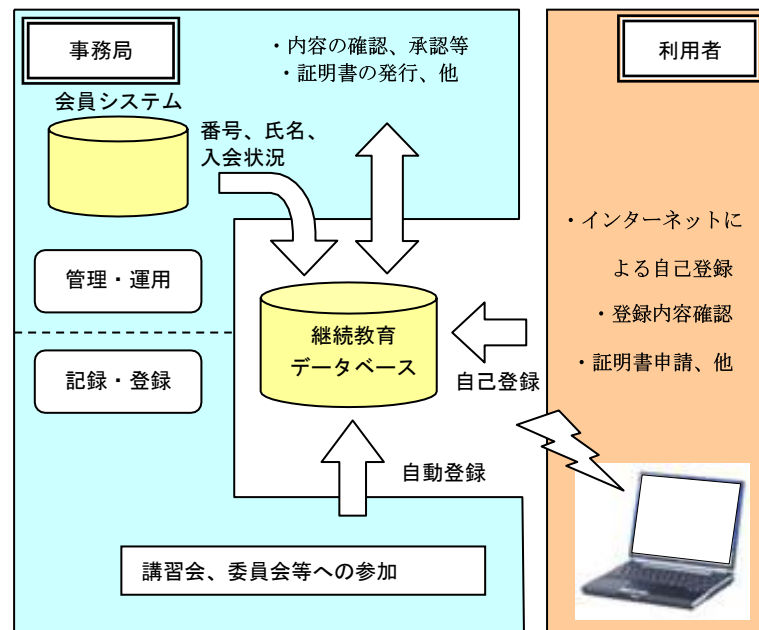
(1) CPD 登録実績の保存

ホーム学協会は、CPD 登録技術者の CPD 実績を登録できるシステムを整備するとともに、技術者が登録した CPD 登録実績を集積し、最低限 5 年間保存する。

(注) 登録できる CPD 実績には、ホーム学協会の判断で、ホーム学協会以外で実施した CPD 実績を含めることもできる。

【CPD 実績の登録システムの例】

図は、インターネットを利用した CPD 実績の登録システムであり、利用者はパソコンから CPD 実績をホーム学協会に登録でき、随時、その登録内容の確認、CPD 登録実績証明書の申請を行うことができる。(土木学会の例)



(2) CPD 登録実績の証明

ホーム学協会は、CPD 登録技術者の求めに応じて、CPD 登録実績証明書を発行する。

【CPD 登録実績証明書記載事項および証明書の例】

A. 証明書記載事項

1. CPD 登録技術者のデータ (氏名、登録番号)
2. 対象期間
3. CPD 登録実績合計
4. CPD 登録実績の内訳
5. 証明書の発行年月日
6. 証明書発行学協会名および発行責任者名

B. 証明書の例 (後掲、「3-4 CPD 登録実績証明書の例」を参照のこと)

3-2 CPD 活動の促進

(1) 技術者に対する支援

CPD 協議会および加盟の学協会は、技術者が CPD 活動に取り組み、自己の能力向上を図るように働きかけるとともに、企業に対しても技術者に CPD 活動を奨励するように働きかける。また、CPD 協議会は、国が技術者の CPD 活動に係る施策を講じる場合には積極的に関与する。

CPD 協議会は加盟学協会に、以下の①～③の運用を推奨する。

① 技術者の CPD 活動を支援するために、技術者が直接アクセスして、幅広く CPD 活動に関する情報が得られるようなウェブサイトを用意する。

② 技術分野ごとに、分野別 CPD 協議会を結成する。

③ 技術者の研鑽の指針となる CPD 活動に係るロードマップを作成する。

また、CPD 協議会は、公開シンポジウムの開催や協議会Webページからの発信により、CPDに関する情報共有、広報活動を推進するとともに、高度技術者育成を目指した継続教育プログラム（Engineering Capacity Enhancement：ECEプログラム）の開発を支援していく。

(2) 技術者資格と CPD 活動

技術者資格の取得は技術者のCPD活動の目標になり得ることから、CPD協議会は、会員学協会が独自の技術者資格制度を制定することを強く推奨する。技術者資格制度を制定した会員学協会は当該資格の社会への認知・浸透に努めるとともに、特に、資格のランクと関連付けたCPD活動に係るロードマップを作成し、各ランクの資格取得者が取り組むべきCPD活動のあり方を提示することが望まれる。一例として、土木学会が作成した『資格認定者のCPD課題と達成目標に関するガイドライン』に示された資格別のCPD活動の目的は以下のとおりである。

土木学会が資格認定者に求めるCPD

資格の名称	資格に要求される能力	資格認定後のCPDの目的
特別上級技術者	経験によって培われた高い倫理観、専門分野における高度な知識および広範な見識により、日本を代表する技術者として土木界さらには社会に対して、多面的に貢献できる能力。	これまで培ってきた業務遂行能力や高度な専門技術能力あるいは総合的技術能力を維持するとともに、新しく展開されてくる最新の技術を把握する。さらに、それらを次世代に伝える。
上級技術者	複数の専門分野における高度な知識と経験、あるいは土木技術に関する総合的知識を有し、重要な課題解決に対してリーダーとして任務を遂行する能力。	特別上級技術者を目指して、習得した高度な専門技術能力や業務遂行能力をさらに高める。また、行動規範や法規等をよく理解し、部下の指導育成を行うとともに、その指導能力を高める。
1級技術者	少なくとも1つの専門性を有し、自己の判断で任務を遂行する能力。	自己の専門技術分野における専門家としての技術力や業務遂行能力を高め、かつ関連する技術分野の知識や経験の拡充に努め、上級技術者を目指して、第二の専門技術分野を確立するとともに、コミュニケーション能力等、対外的能力を身に付ける。

2級技術者	土木技術者として必要な基礎知識を有し、与えられた任務を遂行する能力。	大学等で学んだ広範囲な土木工学の基礎をベースとして、1級技術者を目指して、自己の専門技術分野を確立していくとともに、倫理や業務遂行能力など技術者としての基本的素養を涵養する。
-------	------------------------------------	---

なお、会員学協会が制定する技術者資格については、会員学協会は相互に当該資格を尊重する。

3-3 学協会が CPD 活動を推進する意義

「モノづくり」を標榜する企業や各機関は、日進月歩の技術革新に追随するとともに、自らも率先して技術革新を進めていくことが不可欠である。そのためには技術者の育成は重要な課題であることはいうまでもない。

こうした認識のもと、企業のみならず各学協会は積極的に技術者の CPD に取り組んでいる。しかし、CPD に関わる用語の定義を始めとして、必ずしも CPD に関係する諸概念が関係者の間で明確になっているとはいいがたかった。日本工学会としては、定義や諸概念を取りまとめた「CPD ガイドライン」を提示することにより、これをベースにさらに関連各部門のご意見も伺い、技術者を受け入れる企業や各機関の要請や期待に応えるとともに、受け側の対応の設定を含めて、CPD のあり方を整理し、CPD 活動をより意義ある方向に進めてきている。

一方、世の中が企業に求めるもの（「社会のニーズ」）は、ハード・ソフトやサービスを含めた機能的価値（役に立つモノ）だけではなく、意味的価値（意味のあるコト、ストーリー）や感性価値を含む多様なものに広がってきている。そのための手段となるものも、従来の技術に加えてデジタル技術やそれにもとづく AI・データサイエンスなど幅広いものに発展してきている。高度な専門技術に加えて、デジタルに関するスキル・リテラシーやデザイン思考等を身に着けた、新たな価値を生み出す人材が求められている。

さて、実務の世界に目を向けてみると、豊富な経験と知識を有する技術者は自分の業務に追われ、若手技術者の指導までは手が回らないのが現状である。また、技術者の業務の多くはデジタル化し、技術的なプロセスがブラックボックス化されている。シミュレーションなどのツールやシステムへのインプットができアウトプットが読めれば、仕事を進めることができるといっても過言ではない。業務を遂行しても技術の中身をなかなか習得することができないのが実情である。

企業では当然のことながら、自社の持つ技術分野に関して技術者の育成を OJT あるいは Off JT など種々の方法で図っている。しかし、技術は日進月歩であり、企業が基礎的分野から最先端の技術までカバーした研修プログラムを個々の企業内で実施し、技術者の育成を進めることは難しい。

このため、学協会には、産業界のニーズを取入れ、基礎的な分野や最先端の分野の CPD プログラムを提供する役割が期待されている。一企業では対応しきれない分野の研修プログラムに対する時代の要請もあり、学協会が自分の得意とする専門分野において産学協同で CPD プログラムを実施することに加えて、専門分野にこだわらない横断的な内容については、CPD 協議会が中心となって関係する学協会が共同して、CPD プログラムを作成することも重要である。また、技術者の人間力強化に関わる内容については日本工学会等が中心となって検討する必要がある。

企業と CPD 協議会や会員学協会がどのように連携すれば、高い資質や能力を有する技術者の育成に実質的に貢献することができるか、その具体的な方策を講ずるためにも、会員学協会が「CPD ガイドライン」に沿って CPD を推進する意義は大きい。

3-4 CPD実績登録証明書の例

(1) 土木学会の例

第 09-00001 号

継続教育記録登録証明書

土木 太郎 殿

貴殿の CPD 記録については、本会に下記のとおり登録されていることを証明いたします。

会員番号：200599999

対象期間：2008 年 4 月 1 日 ～ 2009 年 3 月 31 日

合計 CPD 単位：50.0

教育分野別 CPD 単位：

教育分野	記 号	単 位
I 基礎共通分野	A～F	2.8
II 専門技術分野	G～M	13.0
III 周辺技術分野	N	2.2
IV 総合管理分野	O	32.0
合 計	—	50.0

教育形態別 CPD 単位：

教育形態	番 号	単 位
I 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加	1～2	13.0
II 論文等への発表	3～7	2.8
III 企業内研修及び OJT	8～9	12.2
IV 技術指導	10～11	10.0
V 業務経験	12～14	0.0
VI その他	15～18	12.0
合 計	—	50.0

2009 年 月 日

社団法人 土木学会 会長



(2) 日本技術士会の例

技術士CPD登録証明書(例)

氏 名	
登録番号	第 号
技術部門	部門
対象期間	2020年4月～2021年3月
合計CPD時間	CPD時間

あなたのCPD活動の実績については、上記のとおり本会に登録されていることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人日本技術士会 会長 〇〇 〇〇

(2022年度以降) 新 技術士CPDガイドラインの様式

CPD協議会 CPDプログラム委員会の構成

(順不同、敬称略)

役職	氏 名	所 属	備考
委員長	高木 真人	学術著作権協会	協議会副会長
委員	湯本 公庸	安全工学会	協議会委員 (安全工学会)
委員	清田 修	東京ガス株式会社	協議会委員 (空気調和・衛生工学会)
委員	田中 ひろみ	計測自動制御学会	協議会委員 (計測自動制御学会)
委員	原口 勝則	国際航業株式会社	協議会委員 (砂防学会)
委員	杉浦 信男	砂防学会事務局	協議会委員 (砂防学会)
委員	原田 克之	川崎地質株式会社	協議会委員 (地盤工学会)
委員	木下 泰三	情報処理学会	協議会委員 (情報処理学会)
委員	植山 淑治	(独法) 石油天然ガス・金属 鉱物資源機構	協議会委員 (ターボ機械協会)
委員	八坂 保弘	元 (株) 日立製作所	協議会委員 (電気学会)
委員	鈴木 忠道	電子情報通信学会サービス委 員会	協議会委員 (電子情報通信学会)
委員	太田 賢	NTTドコモ (株)	協議会委員 (電子情報通信学会)
委員	柳川 博之	土木学会技術推進機構	協議会委員 (土木学会)
委員	木寺 幸司	公益社団法人日本測量協会	(日本技術士会)
委員	高田 英治	富士電機 (株)	協議会委員 (日本原子力学会)
委員	新宅 英司	広島大学	協議会委員 (日本船舶海洋工学会)
委員	薦森 秀夫	大同大学	協議会委員 (日本塑性加工学会)
委員	岡田 博	東京海洋大学 名誉教授	協議会委員 (日本マリンエンジニアリング学会)
委員	橋本 克巳	一般財団法人電力中央研究所	協議会委員 (日本冷凍空調学会)
委員	佐藤 翔	日本冷凍空調学会	協議会委員 (日本冷凍空調学会)
委員	本間 泰造	土地改良測量設計技術協会	協議会委員 (農業農村工学会)
委員	矢内 悠介	プレストレストコンクリート 工学会	協議会委員 (プレストレストコン クリート工学会)
幹事	尾崎 章	東芝エネルギーシステムズ	協議会運営委員
オブザーバ	広崎 膨太郎	日本電気 (株)	協議会前会長
オブザーバ	須藤 亮	産業競争力懇談会	協議会会長
前委員	大和田 淳	鹿島建設株式会社	(空気調和・衛生工学会)2022 年 5 月迄
前委員	安部田 貞行	NTTドコモ (株)	(電子情報通信学会)2022 年 8 月迄

(注) 前委員の所属は当時のものである。

CPDガイドラインの改定にあたっては、鈴木義夫様 (電気設備学会)、井上和久様 (日本コンクリート工学会)、村上存様 (日本デザイン学会) にも、審議に参加頂いた。

日本工学会CPDガイドライン改定の経緯

年 月 日	検討・改定経緯	備 考
R3.09.21	第71回 CPD プログラム 委員会	見直し・改定を発議。検討に着手。
R3.12.07	第72回 CPD プログラム 委員会	改定箇所、内容を検討
R4.06.16	第74回 CPD プログラム 委員会	〃
R4.09.12	第75回 CPD プログラム 委員会	見直し、修文案を検討
R4.12.13	第76回 CPD プログラム 委員会	見直しドラフトを検討
R5.03.24	第77回 CPD プログラム 委員会	改定ガイドライン(案)を審議
R5.06.12	2023年度第1回CPD協議会全体会議	改定ガイドライン(案)を承認

日本工学会 CPD 協議会 会員学協会一覧（令和 5 年 3 月現在）

特定非営利活動法人 安全工学会
公益社団法人 空気調和・衛生工学会
公益社団法人 計測自動制御学会
公益社団法人 砂防学会
公益社団法人 地盤工学会
一般社団法人 情報処理学会
一般社団法人 ターボ機械協会
一般社団法人 電気学会
一般社団法人 電気設備学会
一般社団法人 電子情報通信学会
公益社団法人 土木学会
公益社団法人 日本技術士会
一般社団法人 日本原子力学会
公益社団法人 日本コンクリート工学会
公益社団法人 日本船舶海洋工学会
一般社団法人 日本塑性加工学会
一般社団法人 日本デザイン学会
公益社団法人 日本マリンエンジニアリング学会
公益社団法人 日本冷凍空調学会
公益社団法人 農業農村工学会
公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会